大阪府森林環境税のこれまでの取組について

資　料　4―2

（１）危険渓流の流木対策事業（平成28年度～令和2年度）

事業対象区域の選定方法

崩壊土砂流出危険地区

府域全体

661地区
面積
24,300ha

Aランク（最優先）
40地区（1,000ha）
・治山事業未着手
・保全対象20戸以上

Aランク
134地区（9,000ha）
・治山事業一部着手
・又は保全対象20戸未満等

B・Cランク
487地区（面積14,300ha）

事業実施

豪雨時に流出の恐れのある渓流沿いの危険木

実施箇所

■事業対象区域

●保安林外
対象：30地区（面積750ha）

【参考】
保安林内については、平成27年度より、
知事重点事業として国庫補助金も活用し、
先行して実施（H27～）
対象：10地区（面積250ha）

（２）豪雨災害等の新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策事業（令和２年度～令和６年度）

事業対象区域の選定方法

九州北部豪雨災害等から得られた新たな知見		新たな知見をふまえた重点対策箇所の抽出条件		抽出箇所数
①線状降水帯による記録的豪雨により、**崩壊土砂流出危険地区外でも**災害が発生	⇒	崩壊土砂流出危険地区内外を問わず、全森林を調査対象とする	⇒	2,901
②流域内の**凹地形（おうちけい）**において崩壊が発生し、渓流沿いの立木や土砂を巻き込みながら流下を続け被害拡大 凹地形とは：谷頭部の集水地形や谷地形など地下に浸透した雨水が集まりやすい地形 林野庁 流木災害等に対する治山対策検討チームによる中間とりまとめにおける「九州北部豪雨災害の山地災害発生メカニズム」に基づく 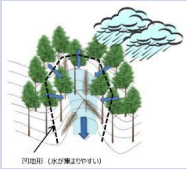	⇒	**凹地形**が流域内に占める割合が25%以上の箇所	⇒	1,899/2901
	⇒	渓流の勾配が18%（10度）を超える箇所	⇒	240/1,899
③治山ダムや砂防堰堤等の構造物がない箇所（未着手箇所）かつ、人家等の保全対象が多い地区で甚大な被害	⇒	治山ダムや砂防堰堤のいずれも未設置の箇所、かつ保安林外	⇒	現地調査 ⇒ 【調査の視点】・崩壊地の有無・渓岸侵食の有無・流木や倒木の有無 → 重点対策箇所 56/240
	⇒	人家20戸以上の箇所	⇒	

重点対策箇所の現況

土砂・立木が流下した渓流

凹地形で発生した崩壊地